

令和6年度 奈良県中学校体育連盟剣道専門部申し合わせ事項

平成23年4月15日実施

令和3年3月5日加除訂正

令和6年3月1日加除訂正

1. 競技規定について

- (一財)全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則・細則」に基づき行う。
- (公財)日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項の適用も行う。

(1) 団体戦

ア. 【登録について】

- 男子、女子とも、1チーム監督1名・選手5名・補員2名以内を登録する。
- 1チーム3名以上ならば出場可。(4名の場合は次鋒を、3名の場合は次鋒と副将を抜く)

イ. 【試合について】

- 試合は、トーナメント方式で行い、時間は3分3本勝負とする。勝敗が決しないときは、引き分けとする。

ウ. 【勝敗について】

- 勝者の数が同じ場合は、勝ち本数により勝ちチームを決める。勝ち本数が同じ場合には、登録選手7名の中から任意の代表者による代表者戦(3分1本勝負、延長は時間を区切らない)により決定する。

(2) 個人戦

ア. 【試合について】

- トーナメント方式で行い、時間は団体戦に準ずる。
- 時間内に勝敗が決しないときは、延長戦を勝負が決するまで行う。(延長は時間を区切らない)

2. 大会の参加資格について

- 各大会の参加資格による。
- 各ブロック予選と県中学校総合体育大会については、全国中学校剣道大会、ならびに近畿中学校総合体育大会の要項に準ずる。

3. オーダー表について

ア. 団体戦のオーダー表は、下記の規定に基づいて記入し、大会当日に各校の監督が持参のうえ、受付時に提出すること。受付終了後は、補員を入れること以外のオーダーの変更を認めない。

イ. 大きさは、B4の用紙(上質紙)を2枚横に貼り合わせ、6等分して左から学校名、先鋒～大将の順に記入すること。

ウ. 同一チームに同姓の選手がいる場合は、名前の一文字を記入すること。

エ. 中学校名の右下にチームの男女の別を記入すること。

《オーダー票》 先 次 中 副 大

○					
○	垣	前	垣	平	森
中	内	木	内	尾	山
男	彦		加		

4. 競技上の注意事項について

ア. 【サポーター等の使用について】

- サポーター等（足袋・テーピング・コルセットを含む）は、医療上必要と認められた場合に限り使用を認める。
- 使用する場合には、事前に各試合場の審判主任もしくは試合場主任（コート主任）の許可を得ること。
- 許可なく使用した場合や届け出と違う物を使用し、試合中に発覚した場合は、違反行為として物の取り外しや交換を行う。
- 肘や膝に使用する目的のサポーターなどを足首から踵やつま先まで使用したり、ゴムや革及び滑り止めを底に貼った物などの使用は禁止する。
- 指先単独でのテーピングは届け出不要とする。

イ. 【上段について】

- 上段は、原則としてとらせない。
- 隻腕についてはその都度協議する。

ウ. 【危険かつ見苦しい暴力的行為、非礼な言動について】

- 突き技および片手打ちは有効打突としない。
- 故意に突っかかるような突き、および分かれからの突き離し、「かち上げ」、「振り倒し」等は、「公正を害する行為」として、即合議の上「反則」とする。
- 審判の判定に対する監督や生徒の非礼な言動については、厳に慎む。

エ. 【錨ぜりあいについて】

(1) 錨ぜりあいが膠着場合は、「分かれ」を宣告する。

- ① 膠着とは、お互いに動けなくなった状態や互いに相手の手の内を探るうちに時間が経過し、技が出せない状態のことを意味する。
- ② 膠着状態を安易に判断しないこと。錨ぜりあいの攻防を大切にすること。
- ③ 「分かれ」の宣告から「始め」まで、時間を空費しない。

(2) 錨ぜりあいでの「反則」の判断について

- ① 不当な錨ぜりあい(拳ぜりあい)及び不当な打突をする。
- ② 相手の肩に故意に竹刀をかける。
- ③ 故意に時間を空費する。（「錨ぜり合いの解消途中」での打突を継続する場合も含む。）

（規則 17 条の 7 号・細則 16 条の禁止事項）

オ.【「変形な構え等の防御姿勢」について】

- 「変形な構え等の防御姿勢」をとった場合は、1回目は「合議」の上で「指導」、2回目以降は「合議」の上で「公正を害する行為」として、「反則」とする。

カ.【選手交代について】

- 原則として、選手交代は試合前に監督が審判主任に届け出る。
- 一度退いた選手の再出場は、認めない。

キ.【オーダー表どおり出場していない試合者が、試合を行った場合について】

- オーダー表どおり出場していない試合者が、試合を行った場合は、不正用具(竹刀)を使用した場合と同様とする。(禁止行為・規則第17条1号を適用)

第19条(第17条1号の禁止行為をした場合は、次の各号により処置する)

ただし、両者同時になしたときは両者とも負けとし、それぞれの既得本数および既得権を認めない。

1. 不正用具の使用者は、負けとし、相手に2本を与え、既得本数および既得権を認めない。
2. 前号の処置は、不正用具の使用発見以前の試合までさかのぼらない。
3. 不正用具の使用が発見された者は、その後の試合を継続することはできない。ただし、団体戦における補欠の出場は、別に定めのない限り認める。

ク.【延長戦について】

- 延長戦について、選手の健康や安全性を確保するため、延長戦開始後10分を目安として一時試合を中断し、選手の健康状態を確認のうえ、選手の状態により必要であれば、5分以内で休息や水分補給の処置を行う。
- 選手待機場所で面をはずし、壁側で給水する。審判は、一度審判控え場所に退場する。

ケ.【試合者の中止要請について】

- 試合者の中止要請の発声は、「タイム」で統一する。

5. 防具等の着装について

ア.【剣道具について】

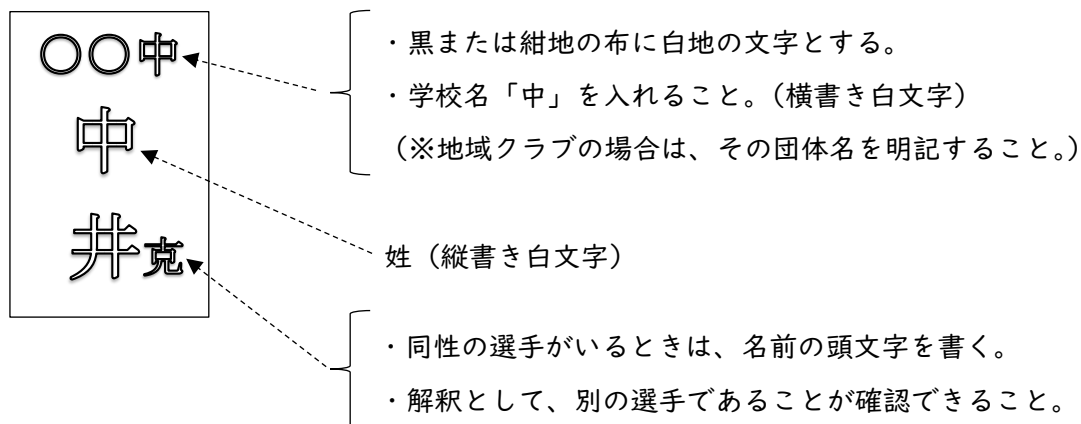
- 面紐の長さは、結んだ状態で40cm以下とする。
- 小手紐は、長くたれ下がらないように結ぶ。
- 面紐の位置が高い選手について、危険が予測できる場合は、物見の高さで面のつけ直しをさせる。
- 面紐や胴紐は、赤色系統のものを禁止とする。
- 防具に、お守り等の付属品をつけない。

イ.【目印(タスキ)について】

- 各校で、紅白の目印を用意する。
- 目印は、長さ70cm・幅5cmとし、必ず着用する。
- 目印が髪の毛で隠れる場合は、髪を束ねさせる。

ウ.【名札（垂ネーム）について】

- 垂れに、校名「・・・中」と選手名を明記した、名札を必ず装着すること。
(※地域クラブの場合は、その団体名を明記すること。)
- 同一チームに同姓の選手がいる場合は、名前の1字を記入すること。
- 中等学校は「□□中等」、○○義務教育学校は「○○義務」と略称で記入すること。



エ.【面について】

- アイガード・ポリカーネット面は使用してもよい。
- 面金を黒塗りにした面など、通常の配色でない面の使用は禁止する。
- 面皮革は、黒色並びに紺色で無地のものとする。

オ.【剣道具全般について】

- 剣道着・袴・剣道具・竹刀・鍔などの用具全般が華美にならないよう、また、名札は判読しやすい字体にするよう指導すること。

カ.【刺繍等について】

- 学校名、校章等の刺繍やワッペン以外、剣道着の袖につけたり、入れたりしないよう指導すること。

6. 竹刀について

ア.【竹刀について】

- 竹刀は114 cm(3尺7寸)以下とする。重さについては、男子は440 g、女子は400 g以上の竹刀とする。剣先の直径が男子は25 mm未満、女子は24 mm未満、および、ちくとうの直径が男子は20 mm未満、女子は19 mm未満の竹刀は使用してはいけない。
- 先細竹刀や、すき間の空いている竹刀は、使用しない。
- 竹刀には必ず、記名しておくこと。
- 各ブロック予選ならびに、県総合体育大会において検量を実施する。
- 試合当日に検量を行い、適合した竹刀には、検印または検印シールを貼る。
- 検印または検印シールのない竹刀は、不正竹刀とする。

イ.【不正竹刀について】

- 不正竹刀を使用した場合、不正竹刀使用者は負けとし相手に2本を与え、既得本数及び既得権を認めない。
- 団体戦において、不正竹刀を使用した選手は、以後の試合に出場を認めない。ただし、オーダーの補充はできる。
- 不正竹刀とは、次のものをいう。
 - ① ビニールテープやセロテープを巻いた竹刀。
 - ② 異物を入れた竹刀。
(※異物とは、先革の芯・柄頭のちぎり〈鉄片〉以外のすべてのことをいう。)
 - ③ 検印または、検印シールのない竹刀。

ウ.【鏢について】

- 鏢は、革色（白色も可）直径9cm以下のものを使用し、柄革の元で固定すること。

エ.【柄革について】

- 柄革は、滑り止め(ゴム等)や模様等のない無地のもので、白色とする。
- 柄革の上端(折り返し部分)の色・模様等については、特に制限を設けない。

オ.【中結の位置について】

- 中結い位置は、竹刀全体の4分の1のところとし、固定する。

カ.【化学繊維竹刀について】

- 化学繊維竹刀の使用を認める。

7.その他

ア.【引率、大会運営について】

- 参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とし、必ず、審判もしくは役員として大会運営の業務を担うこと。

イ.【引率者、監督、部活動指導員、外部の指導者等について】

- 本連盟が主催する大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員等は、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中体連の対応」に準じ、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。
- 校長は、上記の点を確認して大会申込書を作成する。
- 外部の指導者は、校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

ウ.【審判、役員、監督の服装について】

- 審判・役員の服装は、下記のように定める。監督の服装もそれに準ずる。
 - (1) 県選手権大会ならびに県新人大会について
紺のブレザー、グレーのズボン、エンジのネクタイ、紺の靴下とし、それに準ずる服装とする。

(2) 県中学校総合体育大会について

白のワイシャツ(半袖)、グレーのズボン、エンジのネクタイ、紺色の靴下とし、それに準ずる服装とする。

- 季節や会場施設・設備等の状況により、上着やネクタイの着用に関しては、競技委員長の判断に一任をする。

エ.【選手登録用紙について】

- 各校の監督は、必ず指定された期日に選手登録用紙を提出すること。

オ.【事故があった場合について】

- 事故のあった場合は、救護員による応急処置を施し、必要に応じて救急病院への対応処置を行う。

カ.【個人情報の扱いについて】

- 取得する個人情報については、大会参加の用件とする。
- 本連盟は、個人情報保護方針に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守し、取得する個人情報については適切に取り扱う。
- 取得した個人情報は、競技大会の資格審査、競技大会運営上必要なプログラム、大会記録集計および作成、大会結果掲載（HP、大会記録集、報道機関への提供等）その他、競技運営及び競技に必要な連絡等に利用するので理解すること。
- やむを得ずプログラム等に氏名の記載を拒否される場合は、事前に専門委員長まで申し出ること。

キ.【申し合わせ事項以外の事態について】

- 申し合わせ事項以外の事態については、大会本部で協議検討し、判断するものとする。